HAMAMATSU
PHOTON IS OUR BUSINESS

第79期

定時株主総会招集ご通知

2025年10月１日から2026年９月30日まで

開催日時	2026年12月18日（金）午前10時 受付開始　午前９時
開催場所	アクトシティ浜松　中ホール 静岡県浜松市中央区板屋町111番地の１
決議事項	第１号議案 剰余金の処分の件 第２号議案 取締役９名選任の件

インターネット等又は書面による議決権行使期限
2026年12月17日（木）午後５時まで

お土産の配布及び当社製品の展示はございません。

浜松ホトニクス株式会社
証券コード：6965

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第79期定時株主総会を2026年12月18日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第79期の事業の概況につきましてご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2026年11月

取締役社長
丸野　正

経営理念

Mission（わたしたちの使命・約束）

Photon is our business

- 科学技術の進歩とより豊かな社会･環境の実現に寄与
- 人類の健康と幸福に貢献

Vision（わたしたちの志）

- 光の未知未踏領域を追求
- 光技術を用いた新しい産業の創造

Values（わたしたちの価値観）

- 挑戦 ～できないと言わずにやってみろ！～

目次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 18
1. 企業集団の現況に関する事項…… 18
2. 会社の株式に関する事項…… 29
3. 会社の新株予約権等に関する事項…… 30
4. 会社役員に関する事項…… 31
5. 会計監査人の状況…… 37
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…… 38

連結計算書類 …… 43
計算書類 …… 45
監査報告 …… 47

(証券コード　6965)
2026年11月25日

株　主　各　位

静岡県浜松市中央区市野町1126番地の１
浜松ホトニクス株式会社
取締役社長　丸　野　　正

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト	https://www.hamamatsu.com/jp/ja/investor-relations/ir-library.html	
東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

（東京証券取引所ウェブサイトでは、当社名「浜松ホトニクス」又は証券コード「6965」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年12月17日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　静岡県浜松市中央区板屋町111番地の１
アクトシティ浜松　中ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第79期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件

■その他本招集ご通知に関する事項

１．電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらは監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象事項に含まれております。
２．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■事後配信について

本株主総会の模様の一部は後日動画配信を行う予定です。本株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社ウェブサイトに掲載いたします。なお、ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。

当社ウェブサイト	https://www.hamamatsu.com/jp/ja/investor-relations/ir-library.html	

以　上

■ 議決権行使に関するご案内

インターネット等により議決権を行使される方へ

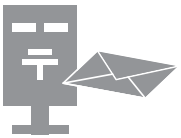


インターネット等による議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。
①QRコードを読み取る方法
②議決権行使コード・パスワードを入力する方法
次頁の**「インターネット等による議決権行使方法のご案内」**をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限　2026年12月17日（木曜日）
午後５時受付分まで有効

- インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従ってお手続きください。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

書面により議決権を行使される方へ



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限　2026年12月17日（木曜日）
午後５時到着分まで有効

当日出席される方へ



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
※株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

日　　時　2026年12月18日（金曜日）
午前10時（午前９時より受付開始）

インターネット等による議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。

❷ 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



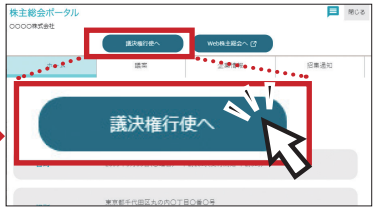


議決権行使コード・パスワードを入力する方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL
▶https://www.soukai-portal.net





「議決権行使へ」をクリック！

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
▶https://www.web54.net

ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル（フリーダイヤル）
0120-652-031　（受付時間　9時～21時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類
議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、中長期的な展望に基づき、積極的な設備投資や研究開発投資により、業容の拡大と企業価値の向上に努めていきたいと考えております。その上で、株主の皆様への利益還元策といたしましては、連結配当性向30％を目処に、自己資本配当率（DOE）3.5％を下限として、配当の安定的な増加に努めることを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針及び業績等諸般の状況を総合的に勘案し、１株につき20円とさせていただきたいと存じます。これにより、既にお支払いしている中間配当金（１株につき19円）と合わせた年間配当金は39円となり、前期に比べ１円の増配となります。具体的な内容は以下のとおりです。

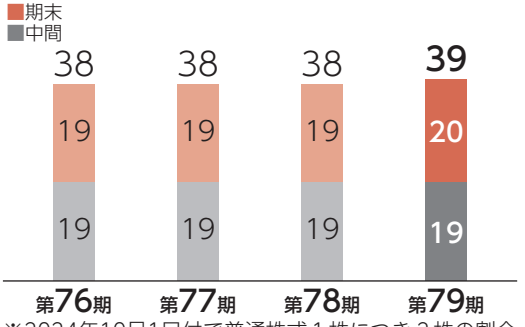
期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金20円
総額5,774,736,940円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2026年12月21日

<ご参考>　**配当金の推移**　（単位：円）



※2024年10月1日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。配当金の推移のグラフは、第77期以前についても当該株式分割が行われたと仮定して１株当たりの配当額を算定しております。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名	当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	再任 丸野（まるの） 正（ただし）	代表取締役社長　社長執行役員	16／16回（100%）
2	再任 加藤（かとう） 久喜（ひさき）	代表取締役副社長　副社長執行役員	16／16回（100%）
3	再任 鈴木（すずき） 貴幸（たかゆき）	代表取締役専務執行役員	16／16回（100%）
4	再任 野崎（のざき） 健（けん）	取締役常務執行役員 事業継続本部担当	16／16回（100%）
5	再任 鳥山（とりやま） 尚史（なおふみ）	取締役常務執行役員 営業統括本部 統括本部長	16／16回（100%）
6	再任 栗原（くりはら） 和枝（かずえ） 社外 独立	取締役	16／16回（100%）
7	再任 廣瀬（ひろせ） 卓生（たくお） 社外 独立	取締役	16／16回（100%）
8	再任 美濃島（みのしま） 薫（かおる） 社外 独立	取締役	16／16回（100%）
9	再任 木村（きむら） 隆昭（たかあき） 社外 独立	取締役	16／16回（100%）



候補者番号
1

丸野（まるの） 正（ただし）（1960年10月 6 日生）

再任

所有する当社株式の数
49,061株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

指名報酬委員会出席状況
3/3回
(100%)

取締役在任年数
9年

略歴、当社における地位、担当

1983年 4 月　当社入社
2017年12月　当社取締役就任
　　当社システム事業部 事業部長
2019年12月　当社常務取締役就任
2020年12月　当社取締役就任
　　当社常務執行役員就任
2021年12月　当社代表取締役就任
　　当社専務執行役員就任
2022年12月　当社代表取締役社長就任（現任）
**　　当社社長執行役員就任（現任）**

指名報酬委員会　委員長

重要な兼職の状況

ホトニクス・マネージメント・コーポ　取締役会長
ホトニクス・マネージメント・ヨーロッパ・エス・アール・エル　取締役社長
ハママツ・コーポレーション　取締役
浜松光子学商貿（中国）有限公司　董事長
ハママツ・ホトニクス・エイ・エス　取締役会長

取締役候補者とした理由

丸野　正氏は、主に画像計測機器事業における豊富な業務経験と専門的見識を有し、現在は代表取締役社長　社長執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督、当社グループの経営を担っております。特に、財務・非財務の両輪での全社的な機能の強化や当社グループ全体での連携を図り、グローバルな視点での会社の事業拡大を進めております。

これらの経験や見識を踏まえ、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を担うにふさわしいと判断していることから、引続き取締役候補者といたしました。



候補者番号 2

加藤久喜（かとう ひさき）（1957年５月７日生）

再任

所有する当社株式の数
40,483株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

指名報酬委員会出席状況
3/3回
(100%)

取締役在任年数
8年

略歴、当社における地位、担当

1981年３月　当社入社
2018年１月　当社電子管事業部 副事業部長
2018年12月　当社取締役就任
2020年12月　当社常務執行役員就任
　　当社電子管事業部 事業部長
2022年12月　当社代表取締役副社長就任（現任）
**　　当社副社長執行役員就任（現任）**
　　当社経営戦略担当
2023年12月　当社レーザ事業推進部（現　レーザ事業部）担当

指名報酬委員会　委員

取締役候補者とした理由

加藤久喜氏は、主に電子管事業における豊富な業務経験と専門的見識を有し、現在は代表取締役副社長　副社長執行役員として当社グループの経営を担っております。特に、リスク管理体制を強化するなど管理部門における諸施策を実行することで経営改革を牽引し、その職責を果たしております。

これらの経験や見識を踏まえ、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を担うにふさわしいと判断していることから、引続き取締役候補者といたしました。



候補者番号
3

鈴木貴幸（すずきたかゆき）（1961年10月８日生）

再任

所有する当社株式の数
33,204株

取締役会出席状況
16/16回
（100%）

取締役在任年数
9年

略歴、当社における地位、担当

1989年７月　当社入社
2017年10月　当社固体事業部 副事業部長
2017年12月　当社取締役就任
2019年12月　当社常務取締役就任
2020年12月　当社取締役就任
　　当社常務執行役員就任
　　当社固体事業部 事業部長
2022年12月　当社専務執行役員就任（現任）
　　当社社会環境価値創造・DX担当
2023年12月　当社代表取締役就任（現任）
2024年４月　当社社会環境価値創造担当

重要な兼職の状況

ハママツ・コーポレーション　取締役

取締役候補者とした理由

鈴木貴幸氏は、主に光半導体事業における豊富な業務経験と専門的見識を有し、現在は代表取締役専務執行役員として当社グループの経営を担うとともに、非財務面での企業価値向上に資する環境づくりを進めるなど、その職責を果たしております。

これらの経験や見識を踏まえ、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を担うにふさわしいと判断していることから、引続き取締役候補者といたしました。



候補者番号 4

野崎（のざき） 健（けん） (1956年12月25日生)

再任

所有する当社株式の数
22,696株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

取締役在任年数
2年

略歴、当社における地位、担当

1991年４月　当社入社
2013年10月　当社社長室長
2020年７月　当社GSCCビジネス・メンターバンク部長
2020年12月　当社執行役員就任
　　当社渉外・産学官担当
　　当社産学官連携部長
2022年12月　当社常務執行役員就任（現任）
　　当社企画調整・渉外担当
2023年４月　当社経営企画統括本部 統括本部長
2024年12月　当社取締役就任（現任）
2026年10月　当社事業継続本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

野崎　健氏は、主に国や大学、関連団体等との連携における豊富な業務経験と専門的見識を有し、現在は取締役常務執行役員として当社グループの経営を担うとともに、事業継続本部担当として当社グループの持続的成長のための戦略の立案・推進及び事業リスクへの対応を統括しております。

これらの経験や見識を踏まえ、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を担うにふさわしいと判断していることから、引続き取締役候補者といたしました。



候補者番号 5

鳥山 尚史（とりやま なおふみ）（1958年 3 月11日生）

再任

所有する当社株式の数
38,976株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

取締役在任年数
7年

（注）取締役在任年数は、過去の在任期間も通算しております。

略歴、当社における地位、担当

1981年 3 月　当社入社
2012年10月　当社電子管営業推進部長
2014年 2 月　当社国内統括部長
2015年12月　当社取締役就任（2020年12月退任）
2018年10月　当社営業本部 本部長
2020年12月　当社上席執行役員就任
2021年12月　当社常務執行役員就任（現任）
2024年12月　当社取締役就任（現任）
2025年 4 月　当社営業統括本部 統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

ハママツ・コーポレーション　取締役

取締役候補者とした理由

鳥山尚史氏は、主に営業部門における豊富な業務経験とグローバルな営業戦略の立案など専門的見識を有し、現在は取締役常務執行役員として当社グループの経営を担うとともに、営業統括本部統括本部長として営業部門を統括しております。

これらの経験や見識を踏まえ、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を担うにふさわしいと判断していることから、引続き取締役候補者といたしました。



候補者番号 6

栗原和枝（くりはらかずえ）（1951年１月24日生）

再任　社外　独立

略歴、当社における地位、担当

1997年４月　東北大学反応化学研究所（現　同大学多元物質科学研究所）教授
2010年４月　同大学原子分子材料科学高等研究機構（現　同大学材料科学高等研究所）教授
2016年４月　同大学名誉教授（現任）
2017年４月　同大学未来科学技術共同研究センター　教授
2020年12月　当社社外取締役就任（現任）
2022年１月　SMILEco計測株式会社　取締役就任（現任）
2023年６月　三菱瓦斯化学株式会社　社外取締役就任（現任）
2025年４月　同大学未来科学技術共同研究センター　シニアリサーチフェロー（現任）

指名報酬委員会　委員

重要な兼職の状況

東北大学　名誉教授
同大学　未来科学技術共同研究センター　シニアリサーチフェロー
三菱瓦斯化学株式会社　社外取締役

所有する当社株式の数
2,700株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

指名報酬委員会出席状況
3/3回
(100%)

社外取締役在任年数
6年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗原和枝氏は、大学教授としての長年の実績と科学技術の分野における豊富な専門知識を有していることに加え、産学連携を通じた民間企業との協働実績や経営経験も有しております。

これらのことから、同氏の豊富な経験と優れた見識を当社の経営にいかし、独立した立場から的確な助言や業務執行の監督をしていただくことを期待し、引続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

当社は、栗原和枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定です。当社は東北大学との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同大学との取引規模は当社の連結売上高の0.1％未満と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、栗原和枝氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任について承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。



候補者番号
7

廣瀬卓生（ひろせたくお）（1971年６月28日生）

再任
社外
独立

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

指名報酬委員会出席状況
3/3回
(100%)

社外取締役在任年数
5年

略歴、当社における地位、担当

1997年４月　弁護士登録
　　友常木村見富法律事務所（現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
2004年５月　ニューヨーク州弁護士登録
2005年１月　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー就任（現任）
2018年６月　株式会社サイフューズ　社外監査役就任（現任）
2021年３月　株式会社コアコンセプト・テクノロジー　社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2021年12月　当社社外取締役就任（現任）

指名報酬委員会　委員

重要な兼職の状況

アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー
株式会社サイフューズ　社外監査役
株式会社コアコンセプト・テクノロジー　社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

廣瀬卓生氏は、国際弁護士としての長年の実績があり、企業法務の分野における豊富な経験と優れた見識を有しております。

これらのことから、同氏の豊富な経験と優れた見識を当社の経営にいかし、独立した立場から的確な助言や業務執行の監督をしていただくことを期待し、引続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性に関する事項

当社は、廣瀬卓生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定です。当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所との間で法的助言に係る役務提供等の取引関係がありますが、同事務所との取引規模は当社の連結売上高の0.1％未満と僅少であり、また、当該役務提供等は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けているため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、廣瀬卓生氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任について承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。



候補者番号 8

美濃島（みのしま） 薫（かおる）（1964年11月25日生）

再任　社外　独立

所有する当社株式の数
2,200株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

指名報酬委員会出席状況
2/3回
(67%)

社外取締役在任年数
3年

略歴、当社における地位、担当

2013年 4 月　電気通信大学教授（現任）
2021年 4 月　同大学量子科学研究センター　センター長
2022年 4 月　同大学副学長（学術研究データ利活用担当）
2023年12月　当社社外取締役就任（現任）
2024年 4 月　同大学副学長（国際展開力強化担当）
　　同大学副理事

指名報酬委員会　委員

重要な兼職の状況

電気通信大学　教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

美濃島薫氏は、大学教授としての長年の実績と光科学や量子分野における豊富な専門知識を有していることに加え、産学連携を通じた民間企業との協働実績も多く有しております。

これらのことから、同氏の豊富な経験と優れた見識を当社の経営にいかし、独立した立場から的確な助言や業務執行の監督をしていただくことを期待し、引続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性に関する事項

当社は、美濃島薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定です。当社は、電気通信大学との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同大学との取引規模は当社の連結売上高の0.1％未満と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、美濃島薫氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任について承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。



候補者番号 9

木村 隆昭（きむら たかあき）（1953年 2 月14日生）

再任　社外　独立

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
16/16回
(100%)

指名報酬委員会出席状況
3/3回
(100%)

社外取締役在任年数
2年

略歴、当社における地位、担当

1976年 4 月　ヤマハ発動機株式会社入社
2002年 4 月　同社AM事業部長
2003年 6 月　同社執行役員就任
2005年 3 月　同社取締役就任
2007年 3 月　同社上席執行役員就任
2009年 1 月　同社マリン事業本部長
2009年11月　同社代表取締役就任
　　同社常務執行役員就任
2010年 3 月　同社専務執行役員就任
2012年 1 月　同社技術本部長
2014年 3 月　同社副社長執行役員就任
2018年 3 月　同社顧問（2021年3月退任）
2024年12月　当社社外取締役就任（現任）

指名報酬委員会　委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木村隆昭氏は、グローバル企業であるヤマハ発動機株式会社において、代表取締役副社長執行役員を務め、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

これらのことから、同氏の豊富な経験と優れた見識を当社の経営にいかし、独立した立場から的確な助言や業務執行の監督をしていただくことを期待し、引続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

当社は、木村隆昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定です。同氏は、過去にヤマハ発動機株式会社の代表取締役副社長執行役員を務め、現在、当社は同社との間で電子機器の販売等の取引関係があります。ただし、同氏は同社の顧問を2021年３月に退任していることに加え、同社との取引規模は当社の連結売上高の0.1％未満と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、木村隆昭氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任について承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者　栗原和枝氏、廣瀬卓生氏、美濃島薫氏及び木村隆昭氏は、社外取締役候補者です。
３．当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「４．会社役員に関する事項」の「⑵　役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

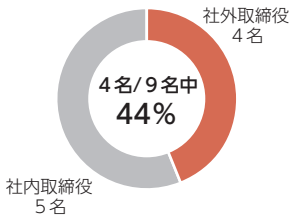
以　上

（ご参考）
第２号議案が承認可決された場合の経営体制

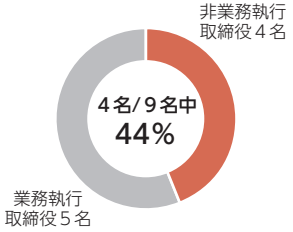
第２号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、以下のとおりとなる予定です。なお、以下の一覧表は各役員が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

氏　名	本定時株主総会後の地位（予定）	主な専門性・経験[1]								性　別
		経営戦略		技術研究開発	財務・会計	法務コンプライアンス	営業・マーケティング	コミュニケーション	サステナビリティ	
		事業会社	公益法人・団体等							
丸野　正	代表取締役社長	●		●			●	●		男性
加藤　久喜	代表取締役副社長	●		●			●	●		男性
鈴木　貴幸	代表取締役	●		●			●		●	男性
野﨑　健	取締役		●						●	男性
鳥山　尚史	取締役						●	●		男性
栗原　和枝	社外取締役		●	●						女性
廣瀬　卓生	社外取締役	●				●				男性
美濃島　薫	社外取締役		●	●						女性
木村　隆昭	社外取締役	●							●	男性
宇津山　晃	常勤監査役					●				男性
鈴木　通人	常勤監査役					●	●			男性
中野　昌治	社外監査役	●			●					男性
平井　正大	社外監査役		●		●				●	男性

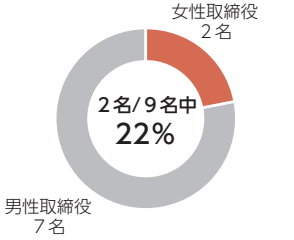
■社外取締役の比率



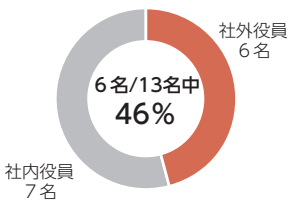
■非業務執行取締役の比率



■女性取締役の比率



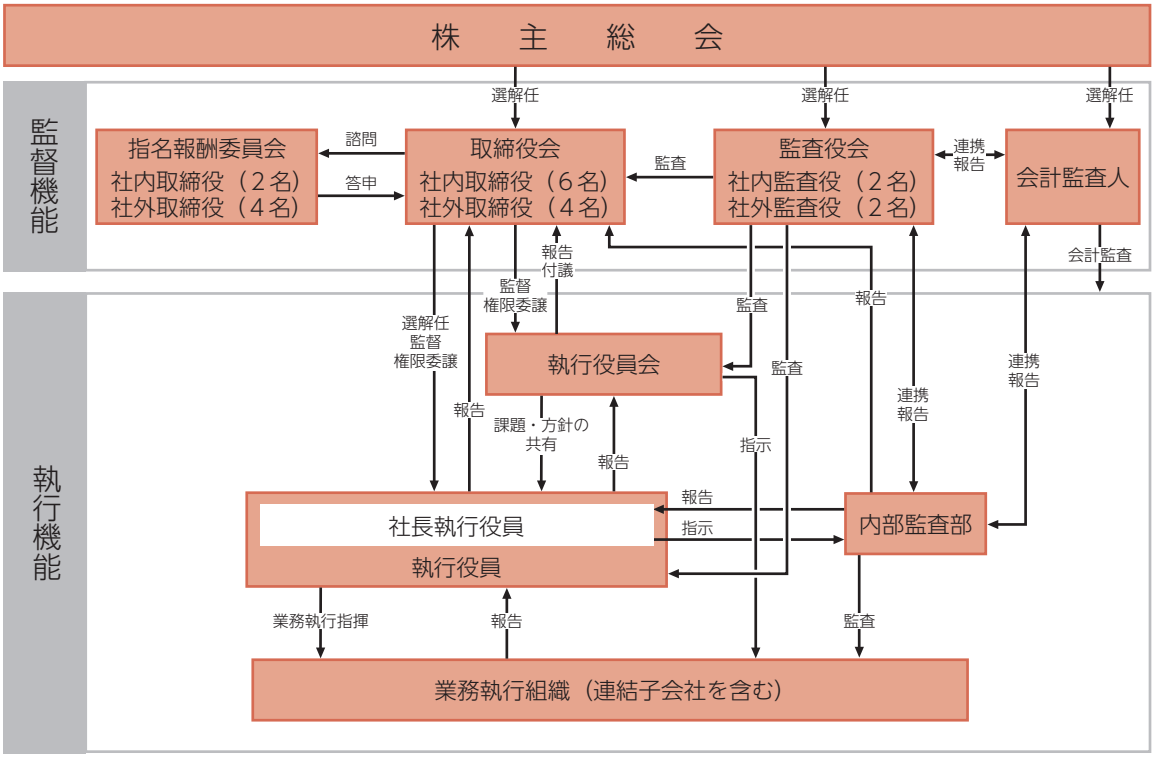
■社外役員（社外取締役・社外監査役）の比率



1　グローバルな視点での業務執行・監督については、全役員が有するべきであるため、スキルマトリックスには記載しておりません。

当社のガバナンス体制

当社は監査役会設置会社制度を採用しており、2026年９月30日現在、取締役は10名（うち４名は社外取締役）、監査役は４名（うち２名は社外監査役）です。また、取締役会の活性化や監督機能強化、経営の意思決定の迅速化などを目的に執行役員制度をとっているほか、取締役の候補者や報酬の決定に関する公正性、透明性、客観性確保のために指名報酬委員会を設置する等、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。



事業報告（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

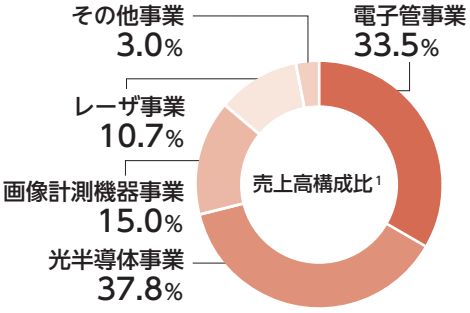
(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な中東情勢や各国の産業政策の変化など、世界経済の先行きに対する不透明感が残る一方で、生成AI（人工知能）需要の拡大を背景に、データセンターを中心としたインフラ投資が高水準で推移し、経済全体としては底堅い成長が維持されたなかで推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、財務・非財務の両輪で企業価値を向上させるための変革に取り組むとともに、当社独自の光技術をいかした研究・製品開発を推進することで、売上高、利益の向上に努力してまいりました。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は243,360百万円と前期に比べ31,308百万円（14.8%）の増加となりました。また、利益面につきましても、営業利益は27,181百万円と前期に比べ11,017百万円（68.2%）増加し、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても19,832百万円と前期に比べ5,628百万円（39.6%）増加となりました。

	第79期（2026年９月期）	前連結会計年度比
売上高	243,360百万円	14.8%増
営業利益	27,181百万円	68.2%増
経常利益	30,612百万円	62.8%増
親会社株主に帰属する当期純利益	19,832百万円	39.6%増



[1] 売上高構成比のうち、その他事業はホテル事業及び子会社の独自製品に係る事業等です。

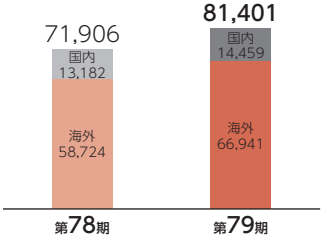
次に、事業区分別の概況につきましてご報告申しあげます。

電子管事業

＜主要な事業内容＞
光電子増倍管を代表とする真空管タイプの光センサ、光源・線源、イメージングデバイス、応用製品等の開発、製造、販売

売上高**81,401**百万円
(前期比 **13.2**%増)

- データセンター向けを中心とした半導体需要の拡大を受け、半導体製造・検査装置向け光電子増倍管及びキセノンランプの売上げが増加
- データサーバー向け基板検査需要の増加により、非破壊検査装置向けマイクロフォーカスX線源の売上げが増加




▲半導体製造・検査装置向け光電子増倍管

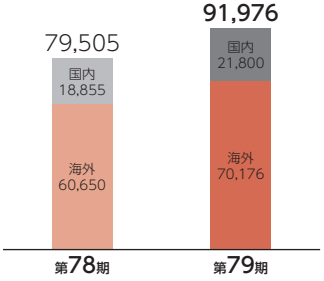

▲非破壊検査装置向けマイクロフォーカスX線源

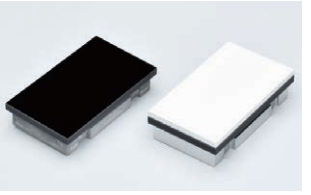
光半導体事業

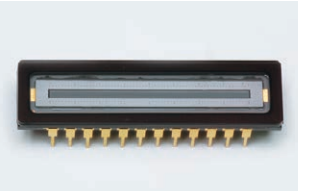
＜主要な事業内容＞
フォトダイオード、フォトIC、イメージセンサ等の光半導体素子、応用製品等の開発、製造、販売

売上高**91,976**百万円
(前期比 **15.7**%増)

- 医用分野において、新興国でのX線CTの需要拡大を背景にシリコンフォトダイオードの売上げが増加
- 産業分野において、データセンター向けの半導体需要の拡大に牽引され、半導体製造・検査装置向けのイメージセンサの売上げが増加
- 産業用ロボット等の制御などFA（ファクトリーオートメーション）分野におけるフォトダイオードの売上げが増加




▲X線CT向けシリコンフォトダイオード

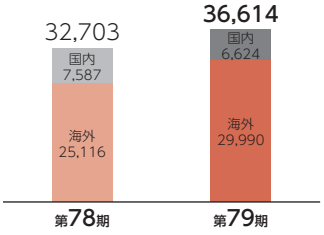

▲半導体製造・検査装置向けイメージセンサ

画像計測機器事業

＜主要な事業内容＞
ライフサイエンス、半導体、医用などの産業・研究用途にシステムアップされた装置の開発、製造、販売

売上高**36,614**百万円
(前期比　**12.0**%増)

- 産業分野において、半導体故障解析装置が、市場要求に沿った高い機能性・操作性を評価され売上げが増加
- 医用・バイオ分野において、欧州での堅調な需要拡大を背景に、遠隔病理診断に用いられるバーチャルスライドスキャナの売上げが増加




▲半導体故障解析装置

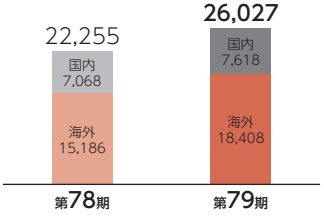

▲バーチャルスライドスキャナ

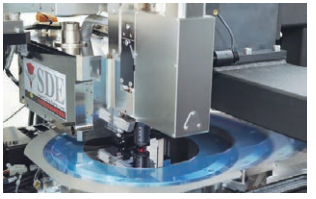
レーザ事業

＜主要な事業内容＞
ステルスダイシングエンジン、ファイバーレーザ等のレーザ製品、応用製品等の開発、製造、販売

売上高**26,027**百万円
(前期比　**16.9**%増)

- 産業分野において、データセンター向けの好調な設備投資に伴い、メモリやシリコンフォトニクスデバイスなどを高速・高品位に切断するステルスダイシングエンジンの売上げが増加
- 量子コンピュータの開発加速に伴い、量子コンピュータ向けの単一周波数ファイバーレーザの売上げが増加




▲ステルスダイシングエンジン


▲量子コンピュータ向け単一周波数ファイバーレーザ

次に、研究開発の状況につきましてご報告申しあげます。

世界最高クラスとなる2.0kW出力のLDバーを開発

開発の概要

当社は、これまで培ってきた半導体レーザの高出力化技術と新たな製造技術を組み合わせることで、室温で2.0kWのピーク出力を有する幅１cmのLDバーを開発することに成功しました。この出力は、当社が把握する限り、世界最高クラスのものです。

本成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託事業として実施した研究開発により得られたものです[1]。

開発の意義

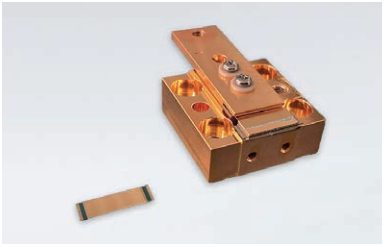
LDとは、電気を流すことでレーザ光を発振する半導体レーザであり、それを複数個並べたLDバーは、産業用レーザ加工装置や固体レーザの光源として広く利用されています。特に大出力のレーザが求められる用途では、多数のLDバーが必要となるため、1本当たりの出力向上が重要な技術課題となっておりました。

当社はこれまで、結晶成長技術、デバイス設計技術、製造・組立技術の高度化に取り組んできました。さらに今回、光が出る端面の劣化を抑制する技術を開発したことで、世界最高クラスの高出力化を実現しました。

今後の展開

今後は、発光部を複数重ねた構造を採用することで、さらなる高出力化を目指した研究開発を進めてまいります。また、産業用レーザ加工装置や固体レーザ向け光源に加え、高エネルギー光源を必要とする製造分野、宇宙・先端科学分野、エネルギー分野などへの応用拡大も期待されています。

当社は、本技術の実用化と用途開拓を進めることで、新たな事業機会の創出につなげてまいります。



▲開発したLDバー（左）と、レーザ光の出力性能を測定する装置（右）

このように、当社グループは長年にわたり培ってきた独自の光技術を駆使し、バイオ、医療、情報、通信、エネルギー、物質、宇宙・天文、農業等の分野において、新しい知識、新しい産業の創成を目指した基礎研究を推し進めるとともに、新製品の開発及び既存製品の高機能化・高付加価値化を目指した開発を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は20,056百万円と前期に比べ8.8%増加いたしました。

---

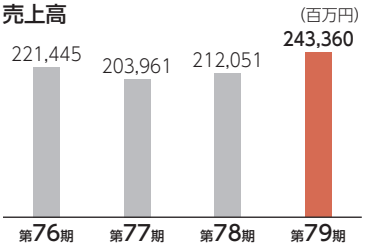
1 「NEDO先導研究プログラム／フロンティア育成事業」によるものです。

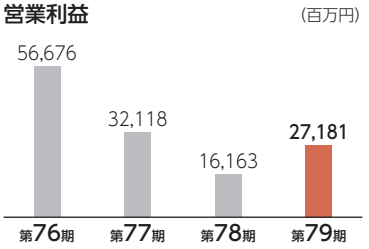
⑵ 設備投資の状況

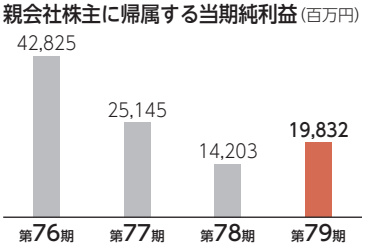
当連結会計年度におきましては、生産能力の増強などを目的として、以下のとおり設備投資を行いました。

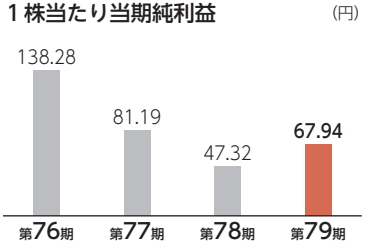
区　分	設備投資額
電子管事業	2,940百万円
光半導体事業	15,378
画像計測機器事業	1,084
レーザ事業	3,267
その他	2,132
合　計	24,803

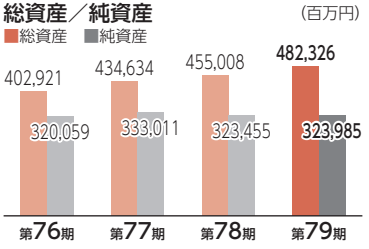
(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

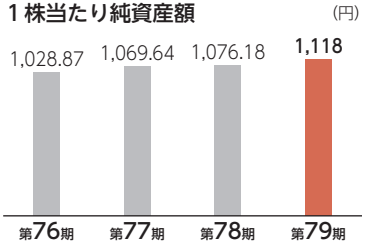












区分＼期別	第76期 (2022.10～2023.9)	第77期 (2023.10～2024.9)	第78期 (2024.10～2025.9)	第79期 (2025.10～2026.9)
売上高 (百万円)	221,445	203,961	212,051	**243,360**
営業利益 (百万円)	56,676	32,118	16,163	**27,181**
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	42,825	25,145	14,203	**19,832**
１株当たり当期純利益	138円28銭	81円19銭	47円32銭	**67円94銭**
総資産 (百万円)	402,921	434,634	455,008	**482,326**
純資産 (百万円)	320,059	333,011	323,455	**323,985**
１株当たり純資産額	1,028円87銭	1,069円64銭	1,076円18銭	**1,118円0銭**

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 銭未満は四捨五入しております。
3. 2024年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第76期の期首に当該分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、光技術を核とした高付加価値ソリューション企業への進化を目指しており、その実現に向けて、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

1．技術起点と市場ニーズの融合の高度化

当社グループは、光に関する高度な研究開発力を競争優位の基盤としておりますが、今後はこれに加え、市場ニーズをより的確に捉えた製品開発の重要性が一層高まると認識しております。このため、顧客との連携を強化し、用途や課題に即した開発テーマの設定及び製品仕様の最適化を進めることで、技術起点と市場志向を融合した製品開発力の強化を図ってまいります。

2．新規市場創出力の強化と事業化スピードの向上

当社グループは、量子技術や先端半導体分野などの新規領域に取り組んでおりますが、これらの研究成果を迅速に事業化へとつなげることが重要な課題であります。このため、研究開発部門と事業部門の連携を強化し、研究成果の事業化プロセスの効率化及び意思決定の迅速化を図ることで、新規市場創出力の向上に取り組んでまいります。

3．事業間連携の強化

当社グループが目指す価値創造には、複数の技術及び事業領域を横断した連携が不可欠であります。しかしながら、組織の専門化が進む中で、事業間の連携不足や情報共有の遅れが付加価値創造の制約となる可能性があります。このため、組織を横断したプロジェクトの推進や人材の流動化を通じて、技術と知見の融合を促進し、付加価値創造サイクルの拡大を図ってまいります。

4．資本効率の向上と成長投資の最適化

当社グループは、持続的な成長を実現するため、研究開発及び設備投資を積極的に行っておりますが、これらの投資については資本効率の観点からの最適化が重要な課題であります。このため、投資の優先順位の明確化やポートフォリオの見直しを進めるとともに、収益性及び資本効率の向上を図ってまいります。

5．サステナビリティ対応の高度化

社会・環境課題への対応は、企業価値の向上に直結する重要な要素であると認識しております。このため、カーボンニュートラルに向けた取り組みや環境負荷低減製品の開発を推進するとともに、サステナビリティを経営と一体で推進する体制の高度化を図ってまいります。

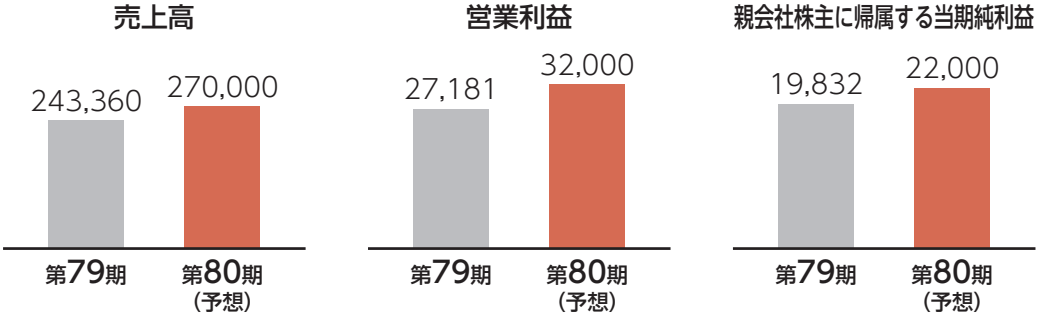
6．人的資本の強化

中長期的な成長の実現には、技術力と市場理解の双方を備えた人材の確保及び育成が重要であると

認識しております。このため、専門性の高い技術人材に加え、市場ニーズを理解し開発に反映できる人材の育成を進めるとともに、事業間連携を担う人材の強化に取り組んでまいります。また、多様な人材が能力を最大限発揮できる環境の整備を進めることで、イノベーション創出力の向上を図ってまいります。

当社グループは、このような取り組みにより、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。
株主の皆様におかれましては、これまで以上のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）
第80期の連結業績の予想 (単位：百万円)



浜松ホトニクスグループサステナビリティ基本方針

浜松ホトニクスグループは、光の未知未踏領域を追究し、新しい産業を創造することにより、科学技術の進歩とより豊かな社会・環境の実現、人類の健康と幸福に貢献することを理念としています。そのために、健全で信頼される企業としての成長・発展を目指し、従業員一人ひとりの倫理観とサステナビリティの意識を高く保ち、すべてのステークホルダーと共に事業を推進してまいります。

1. 光の人類未知未踏領域を追求し、新たな産業の創造を目指す。
2. 高品質かつ安全な製品・サービスを提供し、光技術を通してより豊かな社会・環境の実現、人類の健康と幸福に貢献する。
3. 企業倫理の徹底を図り、全社員が社会の一員として真に正しい行動をする企業風土を醸成する。
4. 関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守する。
5. 公正な取引を行い、情報を適切に管理し、不正アクセス、情報漏洩、不正使用等を防止する。
6. ステークホルダーに対して適時適切に正確な情報を開示する。
7. 環境に配慮、貢献し、健全で持続可能な事業活動を展開する。
8. 事業活動によって影響を与える人々に配慮し、人権を尊重する。
9. 社員を尊重し、能力開発を支援し、働きやすく安全な職場環境を提供する。
10. 社会の一員として社会貢献活動を展開する。

当社ウェブサイトにてサステナビリティに関する取り組みを掲載しております。
https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability.html

⑸ 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	所在地
日本	株式会社光素	85,000千円	100.0%	光源の製造	静岡県磐田市
	高丘電子株式会社	98,000千円	88.6	光電子増倍管等の製造	浜松市中央区
	浜松電子プレス株式会社	95,000千円	72.1	電子部品、金型の製造	静岡県磐田市
	株式会社磐田グランドホテル	100,000千円	57.1	ホテル事業	静岡県磐田市
北米	ホトニクス・マネージメント・コーポ	33,521千米ドル	100.0	持株会社	米国
	ハママツ・コーポレーション	426千米ドル	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置等の販売	米国
	エナジティック・テクノロジー・インク	1米ドル	(100.0)	光源等の開発、製造、販売	米国
	フェアチャイルド・イメージング・インク	1米ドル	(100.0)	光半導体素子等の開発、製造、販売	米国
欧州	ホトニクス・マネージメント・ヨーロッパ・エス・アール・エル	480,696千ユーロ	100.0	持株会社	ベルギー
	ハママツ・ホトニクス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	400千ユーロ	(100.0)	欧州における販売統括会社	独国
	ハママツ・ホトニクス・エイ・エス	16,000千デンマーククローネ	(100.0)	レーザ装置、レーザ装置部品の開発、製造、販売	デンマーク
	ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー	2,000千ユーロ	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置等の販売	独国
アジア	浜松光子学商貿（中国）有限公司	50,000千中国元	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置等の販売	中国
	北京浜松光子技術股份有限公司	200,000千中国元	94.0	光電子増倍管等の製造、販売	中国

（注）1. 出資比率の（ ）内の数字は間接所有比率です。
2. エヌケイティ・ホトニクス・エイ・エスは、2026年6月にハママツ・ホトニクス・エイ・エスに商号変更しております。
3. 2026年９月30日現在の連結対象子会社数は、上記の重要な子会社14社を含み34社です。

⑹ 主要な営業所及び工場（2026年９月30日現在）

ア．当社

区　分	事業所名及び所在地
事務所	本社事務所（浜松市中央区）
工　場	本社工場（浜松市中央区）、三家工場（静岡県磐田市）、新貝工場（浜松市中央区）、豊岡製作所（静岡県磐田市）、天王製作所（浜松市中央区）、常光製作所（浜松市中央区）、都田製作所（浜松市浜名区）
営業所	仙台サテライト（仙台市青葉区）、東京オフィス（東京都千代田区）、浜松オフィス（浜松市中央区）、大阪オフィス（大阪市中央区）、福岡サテライト（福岡市博多区）
研究所	中央研究所（浜松市浜名区）、筑波研究所（茨城県つくば市）、横浜IT開発室（横浜市港北区）、産業開発研究所（浜松市中央区）

イ．子会社

前記⑸重要な子会社の状況に記載のとおりです。

⑺ 従業員の状況（2026年９月30日現在）

事業区分	従業員数	前期末比増減数
電子管事業	2,188名	114名
光半導体事業	1,914	10
画像計測機器事業	715	99
レーザ事業	649	65
その他事業	556	△136
全社（共通）	714	△17
合計	6,736	135

（注）1. 従業員数は就業人員数です。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業区分に属さない管理部門等に所属しているものです。

⑻ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

⑼ 主要な借入先及び借入額（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	24,703百万円
株式会社りそな銀行	19,626
株式会社静岡銀行	10,825

⑽ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2026年９月30日現在）

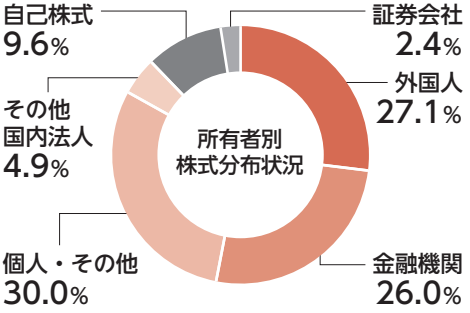
(1) **発行可能株式総数** **1,000,000,000株**

(2) **発行済株式の総数** **319,257,365株**

（自己株式30,520,518株を含む）

（注）2026年１月16日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、発行済株式の総数が66,251株増加いたしました。

(3) **株主数** **150,168名**



(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	44,800,200株	15.5%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	15,251,900	5.3
浜松ホトニクス従業員持株会	8,642,168	3.0
野村信託銀行株式会社（投信口）	5,742,700	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	4,900,200	1.7
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505301	4,674,290	1.6
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,141,786	1.4
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	4,118,732	1.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	3,830,465	1.3
JPモルガン証券株式会社	3,362,477	1.2

（注）1. 当社は、自己株式30,520,518株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、表示単位未満は四捨五入しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記のとおり株式を交付いたしました。

区　分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	33,484株	6名

（注）1. 社外取締役及び監査役に対し、株式の交付は行っておりません。
2. 上記のほか、執行役員14名に対して譲渡制限付株式32,767株を付与しております。

⑹　その他株式に関する重要な事項

2025年11月７日の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得をいたしました。

取得した株式の種類及び総数	普通株式 10,627,700株
株式の取得価額の総額	19,999,619,350円
取得期間	2025年11月10日～2026年７月31日

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況**（2026年９月30日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職
代表取締役社長 社長執行役員	丸　野　　正	－	ホトニクス・マネージメント・コーポ　取締役会長 ホトニクス・マネージメント・ヨーロッパ・エス・アール・エル　取締役社長 ハママツ・コーポレーション　取締役 浜松光子学商貿（中国）有限公司　董事長 ハママツ・ホトニクス・エイ・エス　取締役会長
代表取締役副社長 副社長執行役員	加　藤　久　喜	－	北京浜松光子技術股份有限公司　董事長
代表取締役 専務執行役員	鈴　木　貴　幸	－	ハママツ・コーポレーション　取締役
取締役 常務執行役員	野　﨑　　健	経営企画統括本部 統括本部長	－
取締役 常務執行役員	鳥　山　尚　史	営業統括本部 統括本部長	ハママツ・コーポレーション　取締役
取締役	森　　和　彦	－	－
社外取締役	栗　原　和　枝	－	東北大学 名誉教授 未来科学技術共同研究センター　シニアリサーチフェロー 三菱瓦斯化学株式会社　社外取締役
	廣　瀬　卓　生	－	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー 株式会社サイフューズ　社外監査役 株式会社コアコンセプト・テクノロジー　社外取締役（監査等委員）
	美濃島　　薫	－	電気通信大学　教授
	木　村　隆　昭	－	－
常勤監査役	宇津山　　晃	－	－
	鈴　木　通　人	－	－
社外監査役	中　野　昌　治	－	－
	平　井　正　大	－	浜松磐田信用金庫　副理事長（デジタル推進部担当）

（注）1. 社外取締役栗原和枝氏、社外取締役廣瀬卓生氏、社外取締役美濃島薫氏、社外取締役木村隆昭氏、社外監査役中野昌治氏及び社外監査役平井正大氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に対して届出をしております。

2. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の変更は、次のとおりです。

氏　名	変更前		変更後		変更年月日
	地　位	担　当	地　位	担　当	
鈴木貴幸	代表取締役 専務執行役員	固体事業部 事業部長	代表取締役 専務執行役員	ー	2025年12月19日
森　和彦	取締役 常務執行役員	経営管理統括本部 統括本部長	取締役	ー	2025年12月19日

3. 2026年10月１日付けで、取締役常務執行役員野﨑健氏の担当を事業継続本部担当に変更しております。

4. 社外監査役中野昌治氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）において長年にわたり金融業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 社外監査役平井正大氏は、浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）において長年にわたり金融業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、東北大学との間で製品の売買取引等を行っております。

7. 当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所との間で法的助言に係る役務提供等の取引を行っております。

8. 当社は、電気通信大学との間で製品の売買取引等を行っております。

（ご参考）取締役兼務を除く執行役員の状況（2026年９月30日現在）

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	鈴　木　一　哉	管理統括本部 統括本部長
上席執行役員	岡　田　裕　之	グローバル・ストラテジック・チャレンジ・センター センター長
上席執行役員	岩　瀬　富美雄	業務改革統括本部 統括本部長
執 行 役 員	南　雲　幸　一	グループガバナンス推進担当
執 行 役 員	長　田　修　一	リスク管理・サプライチェーン担当
執 行 役 員	豊　田　晴　義	中央研究所 所長
執 行 役 員	堤　﨑　正　人	全社投資管理担当
執 行 役 員	髙　田　浩　茂	役員室 室長
執 行 役 員	小笠原　律　志	経営管理統括本部 統括本部長
執 行 役 員	上　野　和　夫	電子管事業部 事業部長
執 行 役 員	石　塚　利　道	システム事業部 事業部長
執 行 役 員	内　山　直　己	レーザ事業部 事業部長
執 行 役 員	鈴　木　久　則	固体事業部 事業部長
執 行 役 員	堀　内　靖　之	経営戦略室 室長

（注）2026年10月１日付けで、岡田裕之氏の担当をPET関連事業担当に、堀内靖之氏の担当を経営戦略室 室長　兼　グローバル・ストラテジック・チャレンジ・センター担当にそれぞれ変更いたしました。

⑵　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び国内外の一部子会社の役員（取締役、監査役及び執行役員）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことや犯罪行為に起因する損害等は補填の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の額

ア．当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員（名）	基本報酬（百万円）	短期業績連動報酬（百万円）	譲渡制限付株式報酬（百万円）	報酬等の総額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	10(4)	296(33)	78(－)	56(－)	431(33)
監査役（うち社外監査役）	4(2)	55(14)	－(－)	－(－)	55(14)
合　計（うち社外役員）	14(6)	352(48)	78(－)	56(－)	487(48)

（注）1. 取締役の報酬額は、2023年12月22日開催の第76期定時株主総会において、使用人分の給与は含まず年額720百万円以内（うち社外取締役120百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役４名）です。

2. 2019年12月20日開催の第72期定時株主総会において、取締役による長期安定的な株式保有を促進することで株主の皆様と同じ目線に立ち持続的な企業価値の向上に資することを目的として、上記１.の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、使用人分の給与は含まず年額200百万円以内（ただし年400,000株以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役２名）です。なお、当社は、2024年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、上記付与株式数の上限は、当該株式分割を反映させた株式数を記載しております。上記表の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額を記載しております。

3. 監査役の報酬額は、2021年12月17日開催の第74期定時株主総会において月額10百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

4. 短期業績連動報酬の業績指標は連結営業利益であり、その実績は、「１．企業集団の現況に関する事項」の「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりです。連結営業利益を選択した理由は、当該指標が当社の重要な経営指標であり、毎期の安定した業績向上へのインセンティブとして適切に機能すると判断したためです。

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることから、取締役会といたしましては、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

光には無限の可能性があるという確信のもと、当社は、光の未知未踏領域を追求し、そこから生まれる知識や新技術に基づいた新しい産業を創造し、科学技術の進歩とより豊かな社会・環境の実現、人類の健康と幸福に貢献することを目指しております。

このような理念は短期的に達成できるものではありませんので、当社は取締役に対し短期的ではなく中長期的視点での成果を求めており、報酬に関しましても固定報酬を基本とすることが適切であると考えております。

加えて、株主の皆様の付託に応えるためには、毎期安定した業績向上を達成する必要があることもふまえて短期業績連動報酬を導入いたしました。

一方で、株主の皆様と同じ目線に立ち長期的な観点から持続的な企業価値の向上に資すること

を目的として株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を導入しております。
　この結果、当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、(1)固定報酬、(2)短期業績連動報酬及び(3)株式報酬からなります。そして、中長期的視点を重視することから、これらの比率を概ね70：15：15（注）の割合を基準として構成しております。なお、社外取締役に対する報酬は固定報酬のみとなります。
（注）短期業績連動報酬は各期の業績により増減をいたします。そのため実際の割合は変動いたします。従業員兼務役員は、従業員としての給与支給との関係でこの限りではありません。

当社の取締役の報酬制度の概要は以下のとおりです。
１．指名報酬委員会の関与
当社の取締役の報酬は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問され、取締役会にて個人別に決定しております。なお、当社の指名報酬委員会規定では、指名報酬委員会の答申を尊重する旨を規定しています。
２．各報酬の概要
当社の取締役報酬は、(1)固定報酬、(2)短期業績連動報酬及び(3)株式報酬からなり、基準値の比は70：15：15とします。そして、業績に応じて短期業績連動報酬が変動します。
以下に、各報酬の概要を記載します。
(1)固定報酬
月次の固定報酬額は、外部機関による調査などを通じて他社水準を考慮したうえで、役位ごとに決定します。なお、社外取締役に対する報酬は固定報酬のみとなります。
(2)短期業績連動報酬
短期業績連動報酬は、各期の業績をふまえて取締役会にて個人別に決定し、毎年12月に支給します。短期業績連動報酬の指標は連結営業利益とし、実際の額及び役位に応じて係数をかけることでさらなる業績向上のためのインセンティブとします。
(3)株式報酬
株式報酬は、基準値において取締役報酬総額の概ね15%となるよう割合を定めており取締役会にて個人別に決定し、割当日より30年間の譲渡制限期間を付して、事前に支給します。

⑷ 社外役員の状況

ア．主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況	出席状況
社外取締役	栗　原　和　枝	大学教授としての豊富な専門知識及び産学連携や経営の経験に基づき、発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。	取締役会 16/16回（100%） 指名報酬委員会 3/3回（100%）
	廣　瀬　卓　生	弁護士としての豊富な経験と企業法務の分野における優れた見識に基づき、発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。	取締役会 16/16回（100%） 指名報酬委員会 3/3回（100%）
	美濃島　　薫	大学教授としての豊富な専門知識と産学連携を通じた経験に基づき、発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。	取締役会 16/16回（100%） 指名報酬委員会 2/3回（67%）
	木　村　隆　昭	主に企業経営などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき、発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。	取締役会 16/16回（100%） 指名報酬委員会 3/3回（100%）
社外監査役	中　野　昌　治	金融機関での経験をいかし、財務会計などを含む経営全般について発言及び助言を行っております。	取締役会 16/16回（100%） 監査役会 6/6回（100%）
	平　井　正　大	金融機関での経験をいかし、財務会計などを含む経営全般について発言及び助言を行っております。	取締役会 16/16回（100%） 監査役会 6/6回（100%）

イ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　分	金　額
当社が支払うべき報酬等の額	84百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けているもののうち、重要なものは次のとおりです。

法人名
ハママツ・コーポレーション
ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー
浜松光子学商貿（中国）有限公司
ハママツ・ホトニクス・エイ・エス

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意による監査役会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会の目的とすることを決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役会において決議した事項の概要は次のとおりです。

【企業経営としての全社的取組基本方針】

●企業は従業員の行動に基づき行われるものである。従って、人づくりを図り、健全で信頼される会社として成長・発展する体制を構築する。

●一人ひとりが責任・職務・認識をもって、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達、正しい行動をする企業風土を醸成する。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方を明確にして全社員に周知を図る。

また、当社は取締役会とは別に、執行役員会を設置して経営の意思決定の迅速化とともに、執行と監督の分離を図る。また、執行役員会の決議事項を取締役会に報告することで取締役会の監督機能の強化を図る。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会、執行役員会、その他重要な各会議の議事録を作成して保管する。

② 情報は、IT化を進め、閲覧が容易な状態で保管する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれ責任部署を定め、規定・ガイドラインの作成、研修・教育等を実施する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会規則のもと、定時取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定をするとともに執行役員からの報告を受けて業務執行状況の監督等を行う。また、執行役員制度により、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ機動的な意思決定を実現する一方で、取締役会の活性化、経営監督機能の強化を図る。

② 執行役員会規定のもと、取締役、執行役員及び監査役が出席する執行役員会を定例的に開催し、取締役会から委譲された事項の検討、決議を行う。また、執行役員会の内容によっては、部長クラス以上の役職者が出席し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、直接関係者に説明、指示することで、業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、役員及び幹部社員における情報の共有化を図る。さらに、その他諸会議を通じて、その他の社員に対する情報の伝達等も行う。

③　組織規定、業務分掌規定、職務権限規定を整備し、責任と権限を明確にする。
④　予算執行状況及び業績動向を把握するため、進捗状況とその対応について執行役員会にて検討する。
⑤　従業員の安全衛生、コンプライアンス意識等の向上を図るため、入社時、管理職登用時を始めとして、随時教育を行う。
⑥　内部情報の開示については、正確かつ適時に対応する体制を整える。
⑦　個人情報の管理については、個人情報管理指針のもとに各種ガイドラインを定めて対応する。
⑧　反社会的勢力排除の基本方針を明確にして、社内に周知徹底する。
⑨　内部統制監査規定のもと、財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

⑸　当社グループ（当社及び連結子会社をいう）における業務の適正を確保するための体制

①　国内外の連結子会社については、原則として各社の自主性を尊重しつつ、統括する責任部署を定める。そして、連結子会社の規模や業態をふまえて、以下のような対応をする。
ア．国内連結子会社においては、当社取締役又は幹部社員を子会社の取締役として派遣することで、当社の方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行の監督をする。また、監査役には当社の取締役、執行役員又は幹部社員を派遣することで、リスクの回避に努める。
イ．海外連結子会社においては、上記アに加えて、経営に関する意思統一のために海外連結子会社の責任者を集めて報告・協議を定期的に行う。また、必要に応じて担当者を出向させ、もしくは現地に赴いて情報を入手する。
②　国内外の連結子会社は、当社に対して定期的に業績等の報告をするものとし、当社グループ間における協調を促進するために、必要に応じて連絡会議等を開催して意思の疎通を図るものとする。
③　国内外の連結子会社におけるリスクについては、当社の責任部署を窓口として、規模や業態に応じてリスク情報の共有、各種規定等の周知・作成、研修・教育等を実施することで対応する。
④　連結利益計画は、当社と連結子会社との間で情報の共有を図りつつ、これを策定する。
⑤　当社グループにおけるコンプライアンスの向上に向けて、浜松ホトニクスグループサステナビリティ基本方針、浜松ホトニクスグループ行動指針・姿勢について、連結子会社への周知を図る。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査を補助すべき人員を求めた場合、当社従業員の中から人数、具備すべき能力等について監査役会の要望を尊重して任命する。

⑺　前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員は、監査役会専任として監査役会の定めた基準に従って行動し、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、業務の執行に係る役職、他部署の使用人を兼務しない。

⑻　当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び従業員（連結子会社の取締役、監査役及び使用人等を含む）は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

また、法令もしくは定款に違反する行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役又は監査役会に対して報告を行うものとする。

⑼　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしない。

⑽　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が会計監査人、内部監査部門、子会社取締役及び監査役、監査補助員等からの適切な報告体制と連携、情報共有をふまえ、業務監査・会計監査等のために実効的な監査活動を行うことを保証する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

取締役の職務の執行に関して

・当社は、取締役会から業務執行機能を分離し、執行役員に業務執行の権限委譲を進め、執行役員会において決議した事項については取締役会に報告することで、取締役会による監督機能の強化並びに機動的な意思決定を図っております。また、取締役候補者の指名や報酬に対する手続きの公正性等を担保し、取締役会の監督機能を強化するため、任意の指名報酬委員会を設置しております。

・取締役会の実効性の維持・向上に資することを目的にして、取締役及び監査役の自己評価による取締役会の評価アンケートを第三者に委託して継続的に実施しており、この結果をふまえて取締役会の運営方法などを適宜変更しております。また、役員同士の情報交換・交流をさらに充実させるため、役員及び執行役員が幅広い事項を議論する場を取締役会とは別に開催しているほか、社外役員の当社事業内容への理解をより促進するため現場見学会を開催しております。さらに、取締役、監査役及び執行役員に対して、コーポレートガバナンス活動の一環として、役員研修を適宜実施しております。

・取締役、執行役員及び監査役が出席する執行役員会を概ね毎週１回開催し、取締役会決議事項を除く重要事項の検討、協議、決議を行い、機動的な意思決定を進めております。部長クラス以上の役職

者も適宜出席し、業務執行に関する重要事項や課題を多面的に検討・議論しております。なお、議事録は全て作成・保管しております。
・当社は、経営理念の実現に向けて重点的に取り組むべき重要事項と目標として、「事業を通じた社会・環境への貢献」「事業基盤の強化／企業の社会的責任」を軸とした８つのマテリアリティを策定しております。また、このマテリアリティ及び「浜松ホトニクスグループ行動指針・姿勢」に基づき、ビジネスやESG等に関するグループ横断的な取り組みを進めており、財務・非財務の両輪で経営を推進しております。
・経営理念や上記のESGへの取り組みに関する各種方針を社内外のウェブサイトに掲載するとともに、当社グループが目指すべき姿についての社長のメッセージを当社グループ従業員に共有しております。

ESG等の非財務価値向上への取り組みに関して

・当社は、従業員一人ひとりが健康で生き生きと働くとともに、仕事と育児や介護を両立しやすい職場環境の実現に向けた施策に取り組んでおります。このような取り組みが評価され、継続して健康経営優良法人2026（大規模法人部門）「ホワイト500」の認定を受けております。また、上記の取り組みに加えて、不妊治療に関するサポート体制も評価され、厚生労働大臣より「くるみんプラス」の認定も受けております。引続き全ての従業員が多様な働き方をし、活躍できるよう施策を進めてまいります。
・事業活動から排出される温室効果ガスを削減し、2050年までにカーボンニュートラルを達成するという長期目標を掲げているほか、再生可能エネルギー100％での事業運営を目指す国際イニシアティブ「RE100」に2022年10月に加盟し、当社グループにおける使用電力を2040年までに全て再生可能エネルギー由来とすることを目指しています。これらの実現のために必要な施策を実施しております。
・腐敗防止方針及び贈収賄の禁止に関する規定を整備し、役職員に対する教育や情報発信を行うとともに、贈答・接待等に関する事前申請の仕組みを導入するなど、腐敗行為の防止に取り組んでおります。
・2017年８月に国連グローバル・コンパクトに署名し、国連グローバル・コンパクトが掲げる10の原則を支持することを表明しております。
・このほかにも、当社グループ全体の非財務価値向上に向けた取り組みを推進しております。

損失の危険の管理に関して

・リスク管理規定を定め、リスク管理会議、リスク管理事務局及び各部署のリスク管理推進責任者が連携する全社横断的なリスク管理体制を構築しております。そのうえで、安全衛生、情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等の事業上のリスクを整理し、各責任部署において教育や情報発信などを通じてリスクの発生防止に取り組んでおります。また、地震等の災害については、事業継続計画に基づく訓練等を実施し、その有効性の検証と継続的な改善を行っております。さらに、情報セキュリティについては、当社グループにおける情報セキュリティ管理の強化に向けた取り組みを進めるとともに、情報資産の適切な管理及びセキュリティ対策の継続的な改善に取り組んでおります。

使用人の職務の執行に関して

・執行役員会では、部長以上に対して、当社グループの経営方針、企業風土との整合性を含めた様々な議論を通じた情報の伝達等を行っております。また、定期的に全管理職による会議を開催するほか全従業員向けにイントラネットを通じて経営者自らの言葉で情報発信をして情報共有に努めております。

・研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用防止のため、規定を整備し、教育を進めております。

当社グループにおける業務の適正確保に関して

・当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び法令遵守の徹底を図るべく、国内外の連結子会社を対象にグループコンプライアンス態勢の改善プロジェクトを推進しております。当期におきましては、子会社の役職員に対するコンプライアンス教育を実施したほか、コンプライアンス意識や課題を把握し、その結果を今後の施策につなげることを目的として、グループ全体の役職員を対象とした意識調査を実施しております。

・連結子会社に役職員を派遣又は出向等させることに加え、国内連結子会社においては必要に応じて月次で情報交換を行い、海外連結子会社においては責任者を一堂に集めたミーティングを実施しております。また、連結子会社を含めた職務権限を明確にし、共有しております。

監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制に関して

・監査役による監査の実効性を高めるため、必要に応じて取締役会資料の内容について事前に監査役と協議をしております。また、社外取締役及び社外監査役による監査・監督の実効性を高めるため、定時取締役会の決議事項に係る資料を事前送付し、必要な情報提供と説明の機会を設けております。

・内部監査部門の人員の増強を行い、業務監査と財務報告監査を連携して実施する体制をさらに強化いたしました。なお、内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査役会に適時に報告され、また取締役会において報告が行われております。

（注）本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**250,034**	**流動負債**	**127,314**
現金及び預金	98,627	支払手形及び買掛金	9,974
受取手形及び売掛金	59,177	電子記録債務	8,233
有価証券	2,438	短期借入金	56,931
商品及び製品	13,564	１年内返済予定の長期借入金	5,162
仕掛品	39,489	未払法人税等	5,461
原材料及び貯蔵品	24,048	賞与引当金	9,118
その他	13,201	その他	32,432
貸倒引当金	△513	**固定負債**	**31,026**
固定資産	**232,291**	長期借入金	3,641
有形固定資産	**156,872**	リース債務	20,387
建物及び構築物	78,657	退職給付に係る負債	5,574
機械装置及び運搬具	22,353	繰延税金負債	173
工具、器具及び備品	7,276	その他	1,249
土地	21,231	**負債合計**	**158,341**
リース資産	18,065	（純資産の部）	
使用権資産	4,243	**株主資本**	**280,760**
建設仮勘定	5,045	資本金	35,255
無形固定資産	**30,979**	資本剰余金	33,801
のれん	27,029	利益剰余金	257,944
顧客関連資産	349	自己株式	△46,241
その他	3,599	**その他の包括利益累計額**	**41,446**
投資その他の資産	**44,440**	その他有価証券評価差額金	2,302
投資有価証券	6,284	為替換算調整勘定	31,948
長期前払費用	9,360	退職給付に係る調整累計額	7,195
退職給付に係る資産	10,879	**非支配株主持分**	**1,778**
繰延税金資産	10,847	**純資産合計**	**323,985**
その他	7,088		
貸倒引当金	△19		
資産合計	**482,326**	**負債純資産合計**	**482,326**

連結損益計算書（2025年10月1日から2026年9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**243,360**
売上原価		**123,915**
売上総利益		**119,444**
販売費及び一般管理費		**92,263**
営業利益		**27,181**
営業外収益		
受取利息	2,185	
受取配当金	59	
固定資産賃貸料	123	
為替差益	777	
持分法による投資利益	547	
その他	2,098	**5,791**
営業外費用		
支払利息	2,120	
自己株式取得費用	5	
不動産賃貸費用	133	
その他	101	**2,360**
経常利益		**30,612**
特別利益		
固定資産売却益	179	
投資有価証券売却益	1	
補助金収入	2,332	**2,513**
特別損失		
固定資産売却損	51	
減損損失	72	
固定資産除却損	63	
固定資産圧縮損	1,623	
投資有価証券評価損	16	**1,826**
税金等調整前当期純利益		**31,298**
法人税、住民税及び事業税	10,260	
法人税等調整額	1,002	**11,262**
当期純利益		**20,035**
非支配株主に帰属する当期純利益		**203**
親会社株主に帰属する当期純利益		**19,832**

計算書類

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**150,375**	**流動負債**	**92,250**
現金及び預金	39,024	電子記録債務	8,206
受取手形	7,556	買掛金	8,657
売掛金	37,411	短期借入金	50,000
商品及び製品	2,840	１年内返済予定の長期借入金	3,000
仕掛品	34,705	リース債務	2,072
原材料及び貯蔵品	17,571	未払金	2,868
未収入金	7,841	未払費用	2,098
その他	3,505	未払法人税等	4,268
貸倒引当金	△81	前受金	355
固定資産	**208,893**	預り金	809
有形固定資産	**118,760**	賞与引当金	6,496
建物	55,550	設備関係電子記録債務	603
構築物	2,289	従業員預り金	2,482
機械及び装置	19,823	その他	331
車両運搬具	1	**固定負債**	**42,333**
工具、器具及び備品	3,698	長期借入金	15,627
土地	17,727	リース債務	16,374
リース資産	17,782	退職給付引当金	8,351
建設仮勘定	1,887	関係会社事業損失引当金	1,796
無形固定資産	**1,578**	資産除去債務	184
特許権	79	**負債合計**	**134,584**
ソフトウエア	1,473	（純資産の部）	
その他	25	**株主資本**	**222,382**
投資その他の資産	**88,553**	**資本金**	**35,255**
投資有価証券	4,095	**資本剰余金**	**34,963**
関係会社株式	11,597	資本準備金	34,963
出資金	0	**利益剰余金**	**198,400**
関係会社出資金	36,626	利益準備金	695
長期前払費用	9,262	その他利益剰余金	197,705
前払年金費用	4,322	配当準備積立金	13,000
繰延税金資産	12,451	別途積立金	161,600
投資不動産	7,023	繰越利益剰余金	23,105
その他	3,193	**自己株式**	**△46,237**
貸倒引当金	△19	**評価・換算差額等**	**2,302**
		その他有価証券評価差額金	**2,302**
		純資産合計	**224,684**
資産合計	**359,269**	**負債純資産合計**	**359,269**

損益計算書 (2025年10月1日から2026年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**158,071**
売上原価		**103,090**
売上総利益		**54,980**
販売費及び一般管理費		**42,314**
営業利益		**12,666**
営業外収益		
受取利息	624	
受取配当金	17,849	
投資不動産賃貸料	411	
為替差益	840	
雑収入	1,334	**21,059**
営業外費用		
支払利息	2,039	
不動産賃貸費用	910	
自己株式取得費用	5	
雑損失	4	**2,960**
経常利益		**30,766**
特別利益		
固定資産売却益	72	
補助金収入	2,279	**2,352**
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	72	
固定資産除却損	9	
固定資産圧縮損	1,604	
関係会社事業損失引当金繰入額	307	**1,995**
税引前当期純利益		**31,122**
法人税、住民税及び事業税	6,001	
法人税等調整額	△1,771	**4,229**
当期純利益		**26,892**

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月９日

浜松ホトニクス株式会社
　取締役会　御中

EY 新日本 有限責任監査法人

浜 松 事 務 所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　関 口 俊 克
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　角 田 大 輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜松ホトニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月９日

浜松ホトニクス株式会社
　取締役会　御中

EY 新日本 有限責任監査法人

浜 松 事 務 所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　関 口 俊 克
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　角 田 大 輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下の通り報告致します。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2.　監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月10日

浜松ホトニクス株式会社　監査役会

常勤監査役　宇津山　晃　㊞

常勤監査役　鈴木　通人　㊞

社外監査役　中野　昌治　㊞

社外監査役　平井　正大　㊞

以　上

株主総会会場のご案内

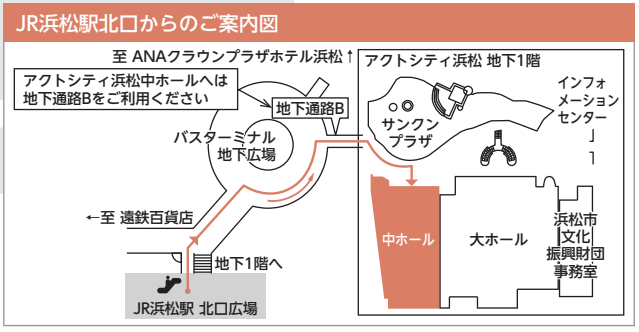
会　場　静岡県浜松市中央区板屋町111番地の１
アクトシティ浜松　中ホール

開催日時　2026年12月18日（金）午前10時
（午前９時より受付開始）

交　通　JR浜松駅北口より徒歩５分
（JR浜松駅前・バスターミナル地下広場からのアクトシティ地下通路Bが便利です。）

右図の二次元バーコードを読み取ると、
Googleマップにアクセスいただけます。





浜松ホトニクス株式会社
https://www.hamamatsu.com/jp/ja.html

UD FONT　VEGETABLE OIL INK　FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080